

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）  
都道府県事業実施方針

策定：令和5年 2月17日

都道府県名 福島県

I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・園芸品目・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図り、「攻めの農業」の実現に向け、産地の構造改革を促進する取組を戦略的に実施する。

このため、本県の農業について、以下との整合を図りつつ地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を推進する。

【国施策】

- ① 農林水産業・農山漁村振興基本計画
- ② 農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 水田収益力強化ビジョン（現行：フル活用）
- ⑥ 果樹農業振興計画
- ⑦ 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

【県施策】

- ⑧ 第2期福島県復興計画
- ⑨ 福島県農林水産業振興計画
- ⑩ 令和3年以降の福島県水田農業のあり方にかかる今後の方針
- ⑪ 福島県園芸振興プロジェクト
- ⑫ 福島県果樹農業振興計画
- ⑬ 福島県花き振興計画

## 2 基本方針

作物名	
<p>水稻、大豆、麦、そば、なたね、子実用とうもろこし</p>	<p>福島県農林水産業振興計画等に基づき、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を後押しし、産地の競争力強化を図るため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進と併せて、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化等を総合的に支援する。</p> <p>○所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥調製施設等の整備や高性能農業機械の導入等により、低コストかつ良食味・高品質となる生産体制の整備を推進</li> <li>・多収技術・多収品種の導入に必要な高性能農業機械の導入等による単収向上と収益性の向上を推進</li> </ul> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの±10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農組織や担い手への農地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進</li> <li>・多収品種導入に必要な施設の改修（増築、併設等）、新設を推進</li> <li>・中心的経営体の機械作業の集約化を推進</li> <li>・乾燥調製、集出荷貯蔵施設等の再編合理化を推進</li> <li>・省力・低コスト化に必要な施設・機械の導入を推進</li> </ul> <p><b>【コスト削減効果の比較の考え方】</b></p> <p>生産コスト削減 → 農業機械、農業用施設を導入した場合、農業者の全生産コストで比較</p> <p>集出荷・加工コスト削減 → 集出荷施設又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能。</p> <p>○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）</p> <p>○総出荷額に占める輸出出荷額の割合が5%以上又は輸出向けの年間出荷量が10トン以上（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルGAP等の取得、導入に必要な施設の改修（増築、併設等）、新設を推進</li> <li>・輸出先の輸入条件等への対応に必要な施設・機械の導入を推進</li> <li>・省力・低コスト化に必要な施設・機械の導入を推進</li> </ul> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直播栽培等、省力技術導入を推進</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農組織や担い手への農地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進</li> <li>・中心的経営体の機械作業の集約化を推進</li> <li>・機械・施設の導入により、省力化・効率化に向けた取組を推進</li> </ul> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した収支見通しによる農業経営の安定化を推進</li> <li>・計画生産の推進と高付加価値化を推進</li> <li>・農産物加工処理施設の高度化を推進</li> </ul> <p><b>【契約栽培の比率向上効果の比較の考え方】</b>  契約栽培比率の向上 → 全販売量に占める契約栽培の比率</p> <p>○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業現場における作業代行やスマート農業技術等の農業支援サービスの利用により、生産性向上を図る取組を推進</li> </ul>
野菜(いも類及び地域特産物を含む)、果樹、花き	<p>福島県農林水産業振興計画等に基づき、産地の競争力強化を図るため、施設化・機械化などによる高付加価値化、高品質化や6次化等による販売額の向上、省力・低コスト化技術の導入を進めるとともに、集出荷・加工施設等の高度化・再編合理化を支援し、農業者の所得向上を図る。</p> <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化体系の導入により収益性の高い産地の形成を推進</li> <li>・高品質な園芸品目の安定生産につながる資材・機器等の導入により、収益性向上や新たな生産体制を整備する取組を推進</li> <li>・パイプハウスや高度環境制御装置等の導入により収益性の高い産地の形成を推進</li> <li>・機械・施設の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・集出荷施設の高度化・再編合理化を推進</li> <li>・農産物処理加工施設の高度化を推進</li> <li>・加工・直売等による高付加価値化を推進</li> </ul> <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械・施設の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・集出荷施設の高度化・再編合理化を推進</li> <li>・農産物処理加工施設の高度化を推進</li> </ul>

**【コスト削減効果の比較の考え方】**

- 生産コスト削減 → 農業機械、農業用施設を導入した場合、農業者の全生産コストで比較  
集出荷・加工コスト削減 → 集出荷施設又は加工施設のみの場合、それぞれの施設の運営コストで比較することも可能。

○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）

○総出荷額に占める輸出出荷額の割合が5%以上又は輸出向けの年間出荷量が10トン以上（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合）

- ・高品質な園芸品目の安定生産につながる資材・機器等の導入により、収益性向上や新たな生産体制を整備する取組を推進
- ・パイプハウスや高度環境制御装置等の導入により収益性の高い施設園芸品目産地の形成を推進
- ・認証GAPに対応できる施設栽培を中心とした産地体制の整備
- ・輸出に対応可能な栽培施設や集出荷・加工施設等の整備を推進

○労働生産性の10%以上の向上

- ・高品質な園芸品目の安定生産につながる資材・機器等の導入により、収益性向上や新たな生産体制を整備する取組を推進
- ・パイプハウスや高度環境制御装置等の導入により収益性の高い施設園芸品目産地の形成を推進
- ・集出荷施設の高度化・再編合理化を推進

○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・高品質な園芸品目の安定生産につながる資材・機器等の導入により、契約栽培割合を増加させる取組を推進
- ・パイプハウスや高度環境制御装置等の導入により、契約栽培割合の高い施設園芸品目産地の形成を推進

**【契約栽培の比率向上効果の比較の考え方】**

契約栽培比率の向上 → 全販売量に占める契約栽培の比率

○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・農業現場における作業代行やスマート農業技術等の農業支援サービスの利用により、生産性向上を図る取組を推進

**【特別枠：施設園芸エネルギー転換枠（施設園芸品目に限る）】**

○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大

○燃油使用量の15%以上の低減

	<p>・省エネ機器の導入により経営力強化を図る取組を推進</p>
共通	<p>事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とある規定を「6%を超える」と読み替えて成果目標を設定することができる。</p> <p>※アスパラガスなど、園芸品目の永年性作物については、目標年度を5年以内に設定できる。その場合、年次別の収量の変化を表す資料を提出し、目標とする収量（販売額）を達成するためには、任意に設定した期間（5年以内）が必要であることを示すこと。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（県農林事務所、農業普及所等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各地域協議会の構成団体である市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>
--

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ①整備事業

対象作物	取組要件
<p>水稲、大豆、麦、そば、なたね、子実用とうもろこし、野菜（いも類及び地域特産物を含む）、果樹、花き</p>	<p>○補助対象施設及び取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記2及び別記2別紙1のⅡに基づき実施するものとする。</p>

## ②生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>水稻、大豆、麦、そば、なたね、子実用とうもろこし、野菜(いも類及び地域特産物を含む)、果樹、花き</p>	<p>○取組要件            交付等要綱別記2及び別記2別紙1のIの1の要件を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材            事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械及び補助率は、別紙一覧表のとおり。            ただし、大豆、麦、そば、なたねの団地化の取組に必要な簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃の助成については、受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</p>

## ③効果増進事業

対象作物	取組要件
<p>水稻、大豆、麦、そば、なたね、子実用とうもろこし、野菜(いも類及び地域特産物を含む)、果樹、花き</p>	<p>○取組要件            交付等要綱別記2及び別記2別紙1のIの2の要件を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械            本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械リース及び補助率は、別紙一覧表のとおり。</p>

### (2) 整備事業

交付等要綱別記2及び別記2別紙1のIIに基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時            共通 成果目標の算定根拠            (1) 整備事業            ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、</p>
--

- ⑤施設の管理運営規程など、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦工程表など
- (2) 生産支援事業及び効果増進事業
- ①申請者の規約、②機械の利用計画、③営農計画書の写し、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦費用対効果分析（機械導入の場合）、⑧前年度の青色申告書（農業者の場合）など

## 2 請求時

### (1) 整備事業

- ①出来高設計書、②入札関係書類、③工事等請負契約書、④工事写真、⑤請求書又は領収書など

### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①（リース）導入に係る入札関係書類、②発注書、③（リース）契約書、④借受証、⑤納品書、⑥請求書、⑦領収書（支払済みの場合）など

## 6 取組主体助成金の交付方法

原則、県から市町村を経由して交付する。（県域の団体が取組主体となる場合は県から直接交付する。）

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

補助金等に係る法令等、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）、福島県強い農業づくり交付金交付要綱及び福島県産地生産基盤パワーアップ事業事務取扱要領を遵守するものとする。

## 8 その他

地域協議会は、事業の趣旨を理解し、対策が地域の課題の解決に向けて効果的なものとなるように計画することはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるよう留意すること。

特に、産地パワーアップ計画に定めた成果目標の目標年度（事業実施年度の翌々年度）において、達成率が80%に満たなかった産地パワーアップ計画を有する地域協議会等を公表するとともに、当該地域協議会等が作成する次年度以降の産地パワーアップ計画について、厳格な審査を行う。